

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年1月29日

支出負担行為担当官

高松法務局長 石川亮

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合せに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

(1) 件名

令和8年度高松法務局丸亀支局ほか2庁エレベーター設備保守点検業務

(2) 内容

仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

2 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級以上に格付され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) その他、高松法務局オープンカウンター方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定める参加資格を有する者であること。

3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

4 仕様を示す場所及び問合せ先

〒760-8508 香川県高松市丸の内1番1号

高松法務局会計課施設係（担当：吉川）

電話 (087) 821-6201（直通）

アドレス kaikei_takamatsu_moj_bal@moj.go.jp

5 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年1月29日（木）から2月18日（水）までの間の平日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所

前記4の場所及び電子調達システム

6 質問書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限

令和8年2月5日（木）午後5時

(2) 提出先

前記4

(3) 提出方法

別紙「質問書」の様式を使用し、持参又は電子メール（電子メールによる場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。）により提出すること。

(4) 回答期限

令和8年2月6日（金）午後5時までに、適宜の方法により回答する。

7 見積書の様式、提出方法、提出期限及び提出場所

見積書に下記(5)の書面を添え、次の(1)から(4)までに従い提出する。

(1) 様式

見積書は、任意の様式により作成する。

なお、後記9に注意するほか、見積金額の内訳（庁舎別の金額、消費税等）を明らかにすること。

(2) 提出方法

ア 提出方法は、持参、郵送又は電子調達システムとする。

郵送する場合は、書留郵便及び信書（書留郵便と同等のもの）とし、後記(3)の提出期限までに必着するよう手配すること。

イ 見積書は、封筒に入れて封印し、封筒の表に件名及び提出者名を明記すること。

なお、後記(5)の書面は、見積書を入れた封筒に同封せず、当局担当者が受領した際確認できるようにしておくこと。

ウ 電子調達システムにより提出する場合

電子調達システムに定める手続による。

(3) 提出期限

令和8年2月18日（水）午後5時まで

(4) 提出場所

前記4の場所又は電子調達システム

(5) 見積書とともに提出する書面（各1部）

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 誓約書（別添様式）

8 見積合わせの日時

令和8年2月19日（木）午後（非公開）

9 見積書に記載する見積額

仕様書にかかる一切の費用を含めた金額を記載すること。

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方消費税額を別に記載すること（1円未満の金額の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

10 見積りの無効

以下の見積りは、無効とする。

(1) 前記2に示した資格のない者がした見積り

(2) 見積りに関する条件に違反した見積り

11 その他

(1) 見積合わせ及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 費用の自己負担

見積合わせ参加者は、契約の有無にかかわらず、見積合わせ参加に要する一切の費用を負担するものとする。

(4) 契約書の作成

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約予定日に別添「契約書（案）」による契約書を取り交わすものとする。

契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に電子署名又は記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件等

支払条件、支払方法等の詳細については、別途契約書（案）に定める。

(6) その他詳細は、仕様書及び実施要領による。

以上